

三芳上下審収第1号  
令和7年12月19日

三芳町長 林 伊 佐 雄 様

三芳町上下水道審議会  
会長 高 橋 修

三芳町水道事業及び下水道事業における持続可能な事業運営を継続するための施策について（答申）

令和7年3月28日付け三芳水発第153号で諮問がありました「三芳町水道事業及び下水道事業における持続可能な事業運営を継続するための施策について」について慎重に審議を重ねた結果、結論に達することができましたので、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 水道事業について

水道は、住民生活や産業活動に欠かせない重要なライフラインの一つであり、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給することが求められています。

当町の水道料金は、平成25年度に料金改定を実施して以降、自助努力として経営改革に取り組むことで健全経営を堅持してきました。

しかし、給水人口の減少や節水機器の普及等に伴い水需要が減少したことによる料金収入の減少、物価高騰による施設維持管理費用の増大などの要因のほか、今後は老朽化した施設の更新のため多額の費用が発生することや、令和8年4月から埼玉県水道用水供給事業（県営水道）の料金改定が確定するなど、水道事業の経営状況は一層厳しさを増すこととなります。将来にわたって安全で安心できる水道水を供給するとともに、水道事業の持続可能な事業運営の確保のためには、料金改定が必要であると判断しました。

## (1) 適正な水道料金の設定について

### ① 料金改定時期と料金算定期間

令和6年度に改定した『経営戦略』の投資・財政計画より、現行の料金体系では、令和7年度に経常収支が赤字になると試算されました。今後は料金収入の減少に加え、令和8年度には町の水道水の約7割を占める県営水道の受水費の21%値上げもあり、費用の増加が見込まれることから、赤字はさらに増えることとなります。将来にわたって持続可能な事業運営を継続するためには、水道料金の速やかな改定が不可欠であると判断しました。

なお、改定を行う場合の住民への周知する期間を考慮し、料金改定の時期は令和8年10月とすることが適切であると考えます。

料金算定期間については、水道法施行規則において、3年から5年と規定されており、今回の料金改定では、料金算定期間を令和8年10月からの5年間で適切であると判断しました。

### ② 平均改定率

『水道料金算定要領』（公益社団法人日本水道協会）に基づき、将来にわたって持続的に事業運営が可能な料金水準を算定するにあたり、「料金回収率100%以上」を目指し、さらに、施設更新等に必要な財源として資産維持費を原価に含め、健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保し、事業運営に必要な経費に見合った料金水準で算定した結果、料金算定期間の料金収入総額を現行から平均30%引き上げることが適切であると判断しました。

### ③ 料金体系

当町の水道料金は、水使用の有無に関係なく使用者が負担する口径別の「基本料金」と、水の使用量に応じて使用者が負担する「従量料金」で構成される二部料金制を採用しています。

施設の維持や更新などに必要な費用を回収し、持続可能な事業運営を安定的に行うには、基本料金収入でこれらの費用を賄う料金体系が望ましいとされています。当町の現行水道料金収入に対する基本料金の割合は17%であり、県内他団体と比較してもかなり低い水準となっています。今後は、水需要の減少に伴う料金収入変動の影響を受けづらい料金体系へと段階的に移行

していく必要があります。そこで水道料金収入に占める基本料金収入の割合を現行の17%から20%に引き上げました。

また、口径13ミリメートルから25ミリメートルまでの小口径については、基本料金に一定の水量が含まれる「基本水量制」を採用していましたが、水道の利用者間の公平性を確保するため、基本水量制は廃止としました。

## (2) 水道料金改定案

上記のことを踏まえ、新たな料金表は次のとおりです。

### 【水道料金改定案】

[1か月につき] 税抜き

口径別	基本料金	従量料金					
		0~5m <sup>3</sup>	6~10m <sup>3</sup>	11~50m <sup>3</sup>	51~250m <sup>3</sup>	251~3,000m <sup>3</sup>	3,001m <sup>3</sup> 以上
13mm	600円	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき
20mm	640円	50円	100円	140円	210円	260円	270円
25mm	2,120円						
30mm	6,170円						
40mm	7,510円						
50mm	8,850円						
75mm	13,410円						
100mm	21,460円						
150mm	53,660円						
臨時用	2,120円	1m <sup>3</sup> につき 270円					

### 【現行水道料金】

[1か月につき] 税抜き

口径別	基本料金	従量料金					
		0~5m <sup>3</sup>	6~10m <sup>3</sup>	11~50m <sup>3</sup>	51~250m <sup>3</sup>	251~3,000m <sup>3</sup>	3,001m <sup>3</sup> 以上
13mm	425円	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき	1m <sup>3</sup> につき
20mm	450円	0円	90円	110円	170円	210円	220円
25mm	1,500円		1m <sup>3</sup> につき 100円				

30mm	4,370 円				
40mm	5,320 円				
50mm	6,270 円				
75mm	9,500 円				
100mm	15,200 円				
150mm	38,000 円				
臨時用	1,500 円	1m <sup>3</sup> につき 220 円			

## 2 下水道事業について

本町の下水道事業は、令和元年度に地方公営企業法を全部適用し企業会計による運営となり、独立採算の原則に基づき、使用者により納めていただく下水道使用料を基本とする経営に移行していますが、使用料収入だけでは事業運営経費を賄いきれず、一般会計からの基準外の繰入金により補填を行っている現状です。

さらに、水需要の減少による使用料収入の減少、物価高騰などによる施設維持管理費用の増大、流域下水道における污水处理費の令和7年度から段階的な単価改定による負担増などにより、下水道事業経営状況は一層厳しさを増しています。

現行の使用料水準のままでは、事業の運営や必要な投資に支障をきたし、将来にわたり安定的な下水道サービスを提供し続けることが困難となります。

下水道事業の経営基盤を強化し、受益者負担の原則に立ち返り、中長期的な経営の基本計画である『経営戦略』に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことで、健全かつ持続可能な下水道事業の実現を目指し、下水道使用料改定が必要であると判断しました。

### (1) 適正な下水道使用料の設定について

#### ① 使用料改定時期と使用料算定期間

令和6年度に改定した『経営戦略』の投資・財政計画より、現行の使用料体系では、令和11年度に経常収支が赤字になると試算されました。今後は使用料収入の減少に加え、費用の増加が見込まれており、赤字はさらに増えること

になります。将来にわたって持続可能な事業運営を継続するためには、下水道使用料の速やかな改定が不可欠であると判断し、使用料改定時期は水道料金と同じく令和8年10月に行うことが適切であると考えます。

また、使用料の算定期間については、『下水道使用料算定の考え方』（公益社団法人日本下水道協会）に基づき3年から5年程度に設定することが適切であるとされています。今回の使用料改定では、算定期間を令和8年10月からの5年間で適切であると判断しました。

## ② 平均改定率

『下水道使用料算定の考え方』に基づき、一般会計からの基準外の繰入金に依存せず、将来にわたって持続的に事業運営が可能な使用料水準を算定するにあたり、「汚水処理原価の回収」を目指しました。なお、使用料には使用者負担の期間的公平等を確保する観点として施設更新費の増加等に備えるため、資産維持費を原価に含める必要がありますが、現状ではカメラ調査による管路の健全度が高いことから更新需要が比較的少なく、資金の確保（剰余金積立）もできているため今回の改定では資産維持費を含めないものとします。

上記の検討結果より、算定期間の使用料収入総額を現行から平均20.5%引き上げることが適切であると判断しました。

## ③ 使用料体系

当町の下水道使用料は、汚水の排水の有無に関係なく使用者が負担する「基本料金」と、排水量（一般家庭では水道の使用量と同じ）に応じて使用者が負担する「従量料金」で構成される二部料金制を採用しています。

現使用料体系では、基本料金に一定の水量が含まれる「基本水量制」を採用していましたが、昨今は1世帯当たりの人数の減少や単身世帯の増加傾向により、基本水量未満での利用者が増えている状況から、利用者間の公平性を確保し、適切な収入を確保するため基本水量制は廃止としました。

なお、基本水量制を廃止することで、使用水量が低い利用者に対して、使用料負担が大きくなることから、基本料金は据え置きします。

## （2）下水道使用料改定案

上記のことを踏まえ、新たな料金表は次のとおりです。

## 【下水道使用料改定案】

[1か月につき] 税抜き

区分	基本料金	従量料金					
		0～10 m <sup>3</sup>	11～25 m <sup>3</sup>	26～50 m <sup>3</sup>	51～75 m <sup>3</sup>	76～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> 以上
一般汚水	600 円	1 m <sup>3</sup> につき 15 円	1 m <sup>3</sup> につき 90 円	1 m <sup>3</sup> につき 120 円	1 m <sup>3</sup> につき 150 円	1 m <sup>3</sup> につき 160 円	1 m <sup>3</sup> につき 170 円
公衆浴場汚水	1m <sup>3</sup> につき 60 円						

## 【現行下水道使用料】

[1か月につき] 税抜き

区分	基本料金	従量料金					
		0～10 m <sup>3</sup>	11～25 m <sup>3</sup>	26～50 m <sup>3</sup>	51～75 m <sup>3</sup>	76～100 m <sup>3</sup>	101 m <sup>3</sup> 以上
一般汚水	600 円	1 m <sup>3</sup> につき 0 円	1 m <sup>3</sup> につき 80 円	1 m <sup>3</sup> につき 90 円	1 m <sup>3</sup> につき 120 円	1 m <sup>3</sup> につき 130 円	1 m <sup>3</sup> につき 140 円
公衆浴場汚水	1m <sup>3</sup> につき 60 円						

## 3 付帯意見

## (1) 施設や管路等の更新

住民の日常生活に不可欠なライフラインである上下水道としての役割を果たしていくため、主要施設の耐震化や老朽化対策事業について着実に進められたい。これら事業については経費を抑制、住民負担の軽減に最大限配慮するよう努められたい。

## (2) 経営健全化の推進

給水人口の減少や資機材価格の高騰といった深刻な外部環境の変化を受け、料金収入の減少や施設更新費用の増大により、上下水道事業の財政収支はさらに厳しさを増すことが見込まれるため、料金改定から5年後を目途に事業運営の見直しを行い、より一層の持続可能かつ効率的な経営に努められたい。

下水道事業では、今回の改定に含めていない施設の計画的な改修・更新に必要な費用である資産維持費について、次期改定の検討時には、その必要性を十分に周知したうえで、段階的または適正な比率の算入を考慮されたい。

### (3) 利用者への丁寧な説明

水道料金・下水道使用料の改定については、近年の物価高騰による施設維持費用の増大や老朽化した施設の更新・耐震化の推進を考えると妥当であるものの、住民の生活に大きな影響を与えるため、その必要性や内容を住民・事業者に対し、分かりやすく丁寧に説明し、十分な情報提供と理解促進に努められたい。

### (4) 住民生活への配慮

本審議会においては、諮問に基づき、水道事業及び下水道事業の健全経営を持続させることに主眼を置いた改定水準を答申しているが、住民生活への配慮は重要であるという意見が強く出されていた。

このことを踏まえ、持続可能な事業運営を継続するため今回の水道料金・下水道使用料の改定は必要だが、使用者の生活等に与える影響を考慮して、町として住民の生活支援に配慮するよう要望する。